

事業認定申請に係る相談様式

(四国地方整備局)

相談年月日		平成30年6月12日
相談者情報	県又は法人名	四国県
	所属部課名	土木部監理課
	担当者役職・氏名	新直轄係長 四国 一郎
	電話番号	087-811-8314
	E-mail アドレス	shikoku-i8888@pref.shikoku.lg.jp
相談概要	<p>道路構造令上の最小右折車線長よりも短い右折車線整備、4車線以上で整備すべき交通量のところ2車線で整備する場合など、構造令と合致していなければ事業認定は認められないのですか？</p> <p>認められるとすれば、どのような説明をすればよいのでしょうか。</p>	
備考	※相談について具体的な事業内容や質問の背景等、必要の範囲内で記載又は別途資料を添付するなどして下さい。	

送付先 相談窓口	四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 計画調整第二係 電話番号：087-811-8314 F A X：087-811-8414 E-mail：syuyo-k8811@mlit.go.jp
-------------	--